

[事案 30-94] 新契約無効請求

・平成 31 年 3 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為と説明不足により収入に比して高額な契約をしたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 1 月に契約した変額保険（月額保険料 10 万円）について、次の理由から契約を無効としてほしい。

- (1) 勧誘を受けた当時、無職であったが、申込書に実際の年収を書いたところ、募集人がこれでは審査に通らないので契約できないと言って、書き直しをさせた。
- (2) 募集人から、いつでも払済みや減額できると説明されたが、払った保険料の一部について解約控除されることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

次の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は納得のうえで保険料を決めている。
- (2) 募集人は、年収を偽っての申込みを誘導していない。
- (3) 募集人は、解約控除について説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。